

建設業者等の指名停止について

令和6年2月28日
阿賀野市総務部管財課

1 指名停止措置業者
株式会社 小野組

2 指名停止期間
令和6年2月28日から令和6年8月27日まで(6か月)

3 指名停止の理由
株式会社小野組の社員が、新潟県新発田地域振興局農村整備部が発注した平木田柳原地区取水工第1次工事の入札に関し、公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことが、阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領第2条第1項（別表第2、第7号）に該当するため。